

第4次草津市地球冷やしたいプロジェクト

草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



2021（令和3）年3月

草津市

愛する地球のために約束する草津市条例（前文）

私たちが、日々の暮らしの中で、二酸化炭素などの温室効果ガスを増やしてきたことで、地球温暖化が進み、地球にさまざまな影響がでています。

夏は非常に暑い日が、冬は暖かい日が以前より多くなっています。このまま地球温暖化が進み、異常気象のおきる回数が増え続けると、私たちの暮らしや社会、地球上の生き物は、さらに大きな被害を受けることになります。

今こそ、私たち人間は、地球上の生あるすべての中の一員として、限りなく持続可能な共生を続けていくために、何を行わなければならないのか真剣に考え、行動することが求められています。

身近なことから、できることから、地球のために良いことを始める「私たち一人ひとりが自ら進んで、あるいは多くの人たちが手と手を取り合って」そして自然の摂理を大切に、地球を愛し続ける決意を込めて、地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための条例を制定します。

2020（令和2）年7月改正

愛する地球のために約束する草津市条例とは

草津市では、市民、事業者、団体などと連携し、地球温暖化防止に向けた取組を進めるため、「愛する地球のために約束する草津市条例」を2007（平成19）年12月に制定し、翌年4月に施行しました。

その後、地球温暖化の急速な進行による、記録的な猛暑や豪雨災害などの影響が顕著に現れており、制定当初に比べて状況が大きく変化してきました。このことから2019（令和元）年度から検討を進め、翌年2020（令和2）年7月に、これまでの温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」に加え、気候変動の影響に備える「適応策」の考え方も含めた条例に改正しました。

<条例の目的>

市役所、市民、事業者、団体等および草津市に訪れた人の役割を明らかにし、それぞれが地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するために自主的にまた協働して取り組むことを目的としています。